

岩見沢市

こども計画

資料編

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



岩見沢市
令和7(2025)年3月

目次

資料編	1
1. 岩見沢市子ども・子育て会議	1
(1) 審議経過	1
(2) 岩見沢市子ども・子育て会議条例	2
(3) 岩見沢市子ども・子育て会議委員名簿	3
2. 事業一覧	4
基本目標1　こども・若者の権利保障の推進とライフステージを通じた支援の充実	4
(1) こども・若者の権利の保障	4
(2) 多様な遊びや体験の充実と居場所の確保	4
(3) こどもの貧困対策の推進	6
(4) 病気・障がいのあるこども・若者への支援の充実	7
(5) 児童虐待の防止とヤングケアラー家庭への支援の推進	9
(6) 防犯対策などのこどもを守る取組の推進	11
(7) 子育てにやさしいまちづくりの整備	12
基本目標2　ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実	13
(ア) 妊娠前から幼児期まで	13
(1) 切れ目ない保健・医療の確保と相談支援の充実	13
(2) こどもの健やかな成長を育むあそびや体験の提供	15
(3) 幼児期の教育・保育の充実	15
(イ) 学童期・思春期	17
(1) 教育環境の充実	17
(2) 健康なからだ、豊かなこころの育ちの支援	19
(3) おとなになる前の学びや体験の充実	20
(ウ) 青年期	21
(1) 次代の親の育成支援の充実	21
(2) 就労支援と雇用安定のための支援	22
基本目標3　子育て当事者への支援の充実	22
(1) 妊娠から子育て、教育・保育に関する経済的負担の軽減	22
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援の推進	23
(3) 共働き・共育ての推進	25
(4) ひとり親家庭への支援	25
(5) こども・子育て情報発信の充実	26
3. 用語解説	27

■「こども」の表記について

この計画での「こども」の表記は、こども基本法に基づき、原則として平仮名の「こども」と表記しています。ただし、子ども・子育て支援法に基づく事業など、法令に根拠のある用語である場合や既存の事業、組織等の固有名詞として用いる場合は、「子ども」「子供」と表記しています。

1. 岩見沢市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく岩見沢市子ども・子育て会議の場で協議しています。同会議は、計画策定の後も岩見沢市のこども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況（計画の進行管理）について、調査・審議します。

（1）審議経過

回	開催日	内容
第1回	令和6(2024)年6月5日	第2期岩見沢市子ども・子育てプランにおける令和5年度の対象事業の評価のほか、岩見沢市こども計画の策定に向けた新たな課題や計画策定のためのニーズ調査実施について協議
第2回	令和6(2024)年9月9日	市長からの諮問、各種調査結果についての報告、こども・若者及び子育て当事者の意見聴取の方法・内容について協議
第3回	令和6(2024)年10月28日	岩見沢市こども計画の基本理念及びビジョン、各調査の結果報告、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策、骨子案について協議
第4回	令和6(2024)年12月18日	子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策、岩見沢市こども計画の素案、市民意見の募集（パブリックコメント）について協議
第5回	令和7(2025)年2月27日	市民意見の募集（パブリックコメント）結果、岩見沢市こども計画（案）、答申案について協議

(2) 岩見沢市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 17 日
条例第 27 号

(設置)

第 1 条 岩見沢市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第 1 項の規定に基づき、岩見沢市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(2) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する「子ども・子育て支援」をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験がある者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第 1 号の委員は、2 人以内とし、市長が定める手続により公募して選考する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

3 特別委員は、その者の任命又は委嘱に係る事項に関する調査が終了したときは、解任され、又は解職されるものとする。

(部会)

第 6 条 子育て会議は、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第 7 条 子育て会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前 3 項の規定は、部会の議事について準用する。この場合において、前 3 項中「子育て会議」とあるのは、「部会」と、「会長」とあるのは、「部会長」とする。

(関係者の出席等)

第 8 条 会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(子育て会議の運営)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 岩見沢市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	氏 名	立 場
学識経験者	◎平野 直己	大学教授（臨床心理学） （北海道教育大学札幌校教授）
学識経験者	奥田 知靖	大学教授（スポーツ科学） （北海道教育大学岩見沢校教授）
学識経験者	○藤根 美穂	小児科医 （心と体の小児科 ふじねクリニック医師）
こども・子育て支援に関する 事業に従事する者	菊地 和子	幼稚園園長 （岩見沢市私立幼稚園連合会代表）
こども・子育て支援に関する 事業に従事する者	佐藤 善樹	保育園園長 （岩見沢市法人立保育園連盟代表）
こども・子育て支援に関する 事業に従事する者	野沢 修一	児童養護施設代表 （光が丘子ども家庭支援センター代表）
こども・子育て支援に関する 事業に従事する者	上野 喜孝	児童館代表 （中央児童館館長）
こども・子育て支援に関する 事業に従事する者	藤田 雅子	子育て支援団体代表 （子育てサークル「おたすけままーず」）
関係行政機関	齊藤 公伸	北海道岩見沢児童相談所職員
こどもの保護者	藤原 智美	公募委員
こどもの保護者	大浦 友貴	公募委員

◎：会長、○：副会長

(敬称略)

2. 事業一覧

基本目標1 こども・若者の権利保障の推進とライフステージを通じた支援の充実 (だれもひとりにしない～)

(1) こども・若者の権利の保障

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○		子育てポータルサイト等を活用したこどもの権利の周知啓発 (こども・子育て応援事業)	こども・子育てに関する情報発信を行う市ホームページ「子育てポータルサイト」等を活用し、地域において子どもの権利条約及びこども基本法の趣旨を知り、こどもの権利が保障されるよう、こども・若者、子育て当事者のほか、広く市民に対してこどもの権利について理解を深めるための普及啓発の取組を進めます。
2			○	こども・若者の意見表明機会の創出 (ライフデザイン支援事業)	こども・若者が自らの権利や社会に関する必要な情報や正しい知識を基に、将来を自らが選択し、自由に意見を発言できる意見表明の機会と意見反映の仕組みの構築に努めます。

(2) 多様な遊びや体験の充実と居場所の確保

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○	○	常設型親子ひろば「ひなたっ子」、地域親子ひろばなどの親子のあそび・交流の支援 (子育て支援事業)	市内14か所の児童館等で主任児童委員が中心となり、就学前の親子が子育ての情報交換や、子育て経験者からアドバイスを受けるなど、子育て親子の遊びや交流を支援します。また、常設型親子ひろば「ひなたっ子」を継続し、いつでも気軽に交流できる機会を提供するとともに、こども・子育てひろば「えみふる」の構成部門として、相談者と支援者をつなぐ充実した子育て環境の整備を図ります。
2		○	○	あそびの広場の運営 (あそびの広場運営事業)	全天候型施設「あそびの広場」を管理運営し、こどもの成長を促すとともに、安心して子育てをすることができる環境及びこどもを中心とした交流の場を提供します。また、こども・子育てひろば「えみふる」の核として、誰もが気軽に相談や支援を受けられる環境づくりを進めます。
3		○	○	地域子育て支援の推進(地域子育て支援センター) (子育て支援事業)	来所、電話での子育て相談や情報提供、初めて子育てする親の交流、屋外での青空広場、母親のリフレッシュ、父親の育児参加など、各種の子育て支援事業を実施します。保育所及び認定こども園に併設の地域子育て支援センターは、家庭内で保育している親子を対象として、保育所の機能を活用して育児不安等についての相談・指導を行うほか、子育てサークルの育成を支援します。これらの子育て支援センターが、相互に連携し、機能を充実します。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
4			○	児童館の運営 (児童厚生施設運営事業)	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら心身ともに健やかに育つよう、児童の集団的及び個別的指導を行うとともに、児童館を適正に運営します。また、母親クラブや体験学習等の場の提供と活動の育成を行います。
5		○	○	放課後児童クラブの運営 (放課後児童健全育成事業)	児童館等を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を、登録制により受け入れています。民間の放課後児童クラブと連携を図りながら利用ニーズに対応できる体制の整備に努めるとともに、児童に遊びと生活の場を提供し、適切な育成支援を行い児童の成長を支えます。
6			○	地域母親クラブの活動支援 (児童厚生施設運営事業)	母親クラブの活動について、地域ボランティア等の協力を得ながら地域児童の健全育成活動に努めます。
7			○	他館との交流レクの実施 (児童厚生施設運営事業)	こどもの健全育成の観点から、他の児童館の児童との交流や親睦を深め、所属感や連帯感を育むとともに、児童館相互の活性化を図るため、交流レクを実施します。
8		○	○	児童館等地域見守りの推進 (児童厚生施設運営事業)	学校休業日の早朝、放課後児童クラブを利用する児童を地域の協力を得て児童館等で受け入れます。
9		○	○	メープル小学校放課後教室クラブの運営 (学校管理事業)	当該校区において放課後のこどもを預ける場所がない、児童館がないなどの他校区との格差是正を図るとともに、放課後使用していない体育館や特別教室等のスペースを活用し、様々な教育プログラムを児童に提供する取組を実施します。
10	○	○		登校支援室の運営 (教育支援センター運営事業)	学校へ行けないこどもの安心できる居場所として、学習活動のほかスポーツや調理実習、菜園作りなどの心を元気にする体験活動を行います。
11			○	地域子ども会育成会連合会及び地域子ども会への支援(地域子ども会活動補助、地域子ども会育成会連合会活動補助) (青少年育成事業)	子ども会の組織的な活動や、その指導者の育成を図り、地域ボランティア等の協力を得て地域児童の健全育成活動に努めます。
12			○	青少年健全育成の推進(善行少年・青少年健全育成功労者表彰、子ども発明工夫展、少年の主張岩見沢大会、地域子どもの体験活動事業補助) (青少年育成事業)	青少年が、将来、自らの意思で自立し、社会参加していくことができるよう、少年の主張大会や子ども会活動を実施します。また、すべてのこどもが体験や学び等、様々な活動への参加を通じ、健やかな成長を育む機会の提供に努めるとともに、こどもを対象とする体験活動を支援するとともに、担い手の育成を検討します。
13			○	水のイベント「ふれあい水ひろば」の実施 (岩見沢市水道事業、岩見沢市下水道事業)	水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性についての関心を高め、理解を深めることを目的に「水の週間(8月1日～8月7日)」にあわせたイベント活動を実施します。

(3) こどもの貧困対策の推進

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○		入院助産の支援 (助産施設運営事業)	経済的理由で入院・助産が困難な妊産婦に対し、助産施設入所に係る費用を負担し、支援します。
2		○		こどもの医療費の助成 (子ども医療助成事業)	就学前の乳幼児から高校生等までを対象に、医療費を助成します。助成の範囲は、入院・通院ともに保険診療の自己負担額となっています。北海道は、3歳以上の課税世帯は1割、3歳未満及び3歳以上の非課税世帯は初診時一部負担金相当額ですが、岩見沢市では北海道基準を拡大して全額助成としています。
3		○		保育料の負担軽減 (保育所入所運営事業)	保育所等を利用するすべての家庭の負担を軽減するために保育料の減額細分化を実施します。
4		○		幼稚園の預かり保育等利用料の負担軽減 (子育て施設等利用給付事業)	幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用することもについて、保育の必要性等の要件を満たす場合にその利用料を無償化します。
5		○		実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼稚園や保育所等を利用している生活保護世帯等のこどもにかかる保護者が支払うべき教材費、行事費等の実費徴収に係る費用の一部を負担し、こどもの健やかな成長を支援します。
6		○		児童扶養手当の給付 (児童扶養手当給付事業)	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るため、ひとり親家庭の父または母もしくは父母に代わって児童を養育している人に手当を支給します。
7		○		就学援助の実施 (小中学校就学援助事業)	学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費等の援助を行います。
8		○		特別支援教育就学奨励費の支給 (特別支援教育振興事業)	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の普及奨励を図るため、学用品費や通学費等の援助を行います。
9		○		児童生徒特別支援学級等通学付添費の支給 (特別支援教育振興事業)	特別支援学級等に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、通学の付添いをする児童生徒の保護者の交通費の援助を行います。
10		○		生理の貧困対策の実施 (男女共同参画社会推進事業)	女性にとって毎月使う不可欠なものである生理用品について、家庭環境や経済的な理由から買うことができない方のための支援として無料でお渡しします。
11		○		産前産後の国民年金保険料の免除(国民年金保険料産前産後免除制度) (国民年金推進事業)	国民年金に加入している方について、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)の保険料を免除します。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
12		○		産前産後の国民健康保険料の免除(国民健康保険料産前産後免除制度) (特別会計 国民健康保険費)	国民健康保険に加入している方について、出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間)の保険料を免除します。
13		○		出産育児一時金の支給(出産育児一時金支給制度) (特別会計 国民健康保険費)	国民健康保険に加入している方が出産したとき(妊娠12週(85日)以上であれば死産・流産を含む)、出産育児一時金を支給します。
14		○		災害遺児手当の支給 (災害遺児手当支給事業)	交通事故、労働災害、不慮の災害で両親かそのいずれかを失った義務教育修了前のこどもを養育している方に手当を支給します。
15	○	○		生活困窮者自立相談支援の実施 (生活困窮者自立促進支援事業)	こどもを持つ家庭が抱える困りごと等の相談を受け付け、就労や家計改善に向けた支援等を行います。
16			○	生活困窮者学習支援の実施 (生活困窮者自立促進支援事業)	生活困窮世帯の小・中学生を対象に、学習意欲や基礎学力の向上を図るための学習支援を実施します。
17	○			進学・就職準備給付金の支給 (生活保護費給付事業)	生活保護世帯のこどもが高校卒業後進学・就職により生活保護廃止となる場合に一時金を支給します。

(4) 病気・障がいのあるこども・若者への支援の充実

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1	○	○		子ども発達支援センターの運営 (こども発達支援事業)	発達の遅れ、または障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び療育を受けることができるよう、子ども発達支援センターを運営し、発達に関する相談支援体制の充実を推進します。また、切れ目のない一貫した支援を目指して、教育機関や福祉施設と連携を図ります。
2	○	○		医療的ケア児保育の実施 (障害児等支援事業)	医療的ケア児の地域生活支援として、保育所等に看護師を配置して医療的ケア児の保育を行います。
3	○	○		児童発達支援の実施 (障害児等支援事業)	発達を促すための支援を必要とする未就学児を対象として、日常生活に必要な動作や知識を指導したり、集団生活への適応のための訓練を行います。
4	○	○		放課後等デイサービスの実施 (障害児等支援事業)	就学中の障がいのある児童を対象として、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練などを行います。
5	○	○		障害児相談支援の実施 (障害児等支援事業)	障害児通所支援の支給決定前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に事業者との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成します。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行います。
6		○		障害児通所支援の利用者負担額の免除(障害児通所支援費) (障害児等支援事業)	子育て支援の強化、障がい児の早期療育の推進等を目的として、障害児通所支援の利用者負担額を無料とします。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
7		○		障害児通所支援利用者の交通費の支援(障害児通所支援費支給事業) (障害児等支援事業)	障がい児の早期療育の機会の確保、利用の促進等を図るため、障害児通所支援を受けている障がい児を保護する義務を有する方に対し、通所に係る経費の一部を助成します。
8	○	○		軽度中等度難聴児の補聴器購入費の助成 (障害児等支援事業)	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴がある児童の言語の習得や教育などにおける健全な発達を支援するため、補聴器購入費等を助成します。
9	○	○		小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付 (障害児等支援事業)	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっており、日常生活を営む上での支障がある児童に対して日常生活用具を給付します。
10		○		障害児福祉手当の支給 (障害児等支援事業)	身体・知的・精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の方に手当を支給します。
11		○		特別児童扶養手当の支給 ※北海道が実施	身体または知的・精神に国が定める程度の障がいがある20歳未満の児童を養育する父または母、もしくは父母に代わって児童を養育している方に手当を支給します。
12	○	○		自立支援医療費の支給(育成医療) (障害児等支援事業)	身体に障がいのある児童または現存する疾患に対する治療が行われないとき、将来において障がいを残すと認められる児童で、その障がい除去・軽減する手術などの治療に対し、医療費の一部を助成します。
13	○	○		自立支援医療費の支給(更生医療) (障害者自立支援給付事業)	疾病・事故等による身体的損傷に対する一般医療を終え、欠損治癒・変形治癒等の不完全治癒した18歳以上の方に対し、日常生活能力または職業能力を回復し、もしくは獲得することを目的として行われる総合的なリハビリテーション医療の医療費を助成します。
14	○	○		自立支援医療費の支給(精神通院医療)※北海道が実施 (障害者自立支援給付事業)	統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症などの脳機能障害、薬物依存などの治療を目的として、通院において行われる医療の医療費を助成します。
15		○		日中一時支援の実施(日中一時支援事業) (障害児等支援事業、障害者自立推進事業)	障がいのある方の日中における活動を確保し、障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。
16		○		移動支援の実施 (障害児等支援事業、障害者自立推進事業)	屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出のための支援を行います。
17	○	○		障害福祉サービスの実施 (障害者自立支援給付事業)	介護や訓練等の支援が必要な障がいのある方に対し、必要な支援を行います。
18	○	○		補装具費の支給 (障害者自立支援給付事業)	身体の欠損や、失われた機能を補い、日常生活や就労等を容易にするために、永続的に装着する更生用装具の費用の一部を支給します。
19	○	○		日常生活用具の給付 (障害児等支援事業、障害者自立推進事業)	重度障がいのある方に対して、日常生活用具を給付します。
20	○			身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付手続 (障害者自立支援給付事業)	障がいのある方の各種手帳について、交付手続を行います。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
21		○		タクシー利用料金の助成 (障害者自立推進事業)	重度の下肢障がい・体幹機能障がい・視覚障がい・脳原性運動機能障がい(移動機能障がい)の身体障害者手帳を持つ市内居住の方にタクシー利用料金を助成します。
22		○		代筆・代読支援の実施 (障害者自立推進事業)	障がい者等の自立及び社会参加の促進を図るとともに家族等の支援者に休息を提供するため、視覚障がいにより字の読み書きが困難な障がい児、障がい者等に対し、本人に代わって書類等の読み書きを行う者を派遣します。
23		○		自動車運転免許取得費用の補助 (障害者自立推進事業)	4級以上の身体障害者手帳をお持ちの方を対象に、運転免許を取得するための経費の一部(上限100,000円)を補助することにより、自立を支援します。
24		○		自動車改造費用の補助 (障害者自立推進事業)	重度の肢体不自由の方を対象に、就労等のため、自ら使用する自動車の操向装置や駆動装置等の一部を改造する必要がある場合、その経費の一部(上限100,000円)を補助することにより、自立を支援します。
25		○		通所訓練費の支給 (障害者自立推進事業)	障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、障害福祉サービスの就労移行支援や就労継続支援B型、自立訓練を利用している方を対象に、通所に係る経費の一部を助成します。
26		○		手話通訳者の派遣 (障害者自立推進事業)	手話通訳を必要とする聴覚に障がいのある方などが、医療機関を受診する場合や財産の保全、社会参加を促進する活動、官公庁での手続きなどを行う場合に、コミュニケーションの確保を目的に手話通訳者を派遣します。
27	○	○		障がい者等の災害対策の支援 (障害者自立推進事業)	電気式の医療機器を使用する在宅障がい者などが、災害時にも日常生活を継続する上で必要な非常用電源装置などの購入に係る費用の全部または一部を助成します。
28	○	○		重度心身障害者の医療費の助成 (重度心身障害者医療助成事業)	重度の障がいのある方が病院などで診療を受けた際に、健康保険が適用された医療費を助成します。
29		○		就学相談の実施 (特別支援教育推進事業)	障がいを持つ児童生徒の個に応じた教育的支援と成長の促進、適正な就学指導を行います。
30		○	○	特別支援教育の推進 (特別支援教育推進事業)	心身に障がいを持つ児童生徒、及び特別な教育的支援を必要とする児童生徒の自立と、社会参加に向けた教育的ニーズを把握し、適切な就学支援及び必要な支援を行います。

(5) 児童虐待の防止とヤングケアラー家庭への支援の推進

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1	○			DV相談・困難女性支援の実施 (男女共同参画社会推進事業)	DV被害を受けた親やこども、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係の破綻など困難な問題を抱えている女性への相談支援を行います。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
2	○			要保護児童対策地域協議会の運営 (こども家庭センター事業)	市、児童相談所、警察署、病院等こどもに関係する機関が連携し、児童虐待防止の対応を行います。また、定期的に岩見沢市子育て支援推進会議(要保護児童対策地域協議会)を開催するなど、関係機関とのネットワークの強化を図るとともに、個別ケース検討会議を開催し、課題解決に向け、情報の共有と支援の円滑な推進に取り組みます。
3	○	○		ヤングケアラー家庭への支援 (こども家庭センター事業)	こども家庭センターにおいてヤングケアラーコーディネーターを配置し、関係機関と連携しながらヤングケアラーとその家族を支えるための相談・支援を行います。
4	○	○		乳児家庭全戸訪問の実施 (母子保健推進事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に保健師・助産師が訪問指導を行います。また、各種乳幼児健診後の経過観察児、健診未受診児に対し、訪問指導を行います。
5	○	○		養育支援訪問の実施 (母子保健推進事業)	乳児家庭全戸訪問と併せ、妊娠届出時に子育てに不安を抱える家庭や、出産後に病院連携を図るなどの継続的な支援が必要な家庭への訪問を行います。子育てに関する困り感や悩みのほか、疾病、ストレス、育児孤立、愛着形成の問題など様々なリスク等を抱える家庭に対し、訪問による助言や指導等を行います。
6	○			児童虐待の早期発見・早期支援の実施 (母子保健推進事業)	妊娠届出時から乳幼児健診までの問診項目で生活・子育て環境を把握し、早期支援を行います。支援の必要な保護者の早期発見、早期支援に結びつくための事業を進めます。
7	○			特別育児支援ヘルパーの派遣 (特別育児支援ヘルパー事業)	岩見沢市子育て支援推進会議において要支援児童と認める児童がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事及び育児の支援を行うことにより、子育て家庭の身体的及び精神的負担を軽減し、保護者の養育の支援に資するとともに、児童の見守りを行います。
8	○	○		ショートステイの実施 (こども・子育て応援事業)	保護者が病気、出産、看護、出張、育児の疲れなどの理由により一時的に保育が必要になった場合、児童を児童養護施設等で、原則7日を限度に預かり、子育て家庭を支援します。
9	○	○		トワイライトステイの実施 (こども・子育て応援事業)	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において養育が困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かり、子育て家庭を支援します。
10	○			児童虐待防止の学習会によるネットワークづくり	こどもと直接関わる専門職間の児童虐待に対する問題意識を共有するため、学習機会を設けることを検討します。
11	○	○		民生委員・児童委員の活動支援 (民生委員児童委員協議会運営費交付等事業)	地域の身近な相談者である民生委員・児童委員が、地域の実情や支援を必要とする方の把握に努め、地域福祉の充実や児童の健全育成を図ることができるよう、必要な情報提供や関係機関との連携、研修機会の提供等の支援を行います。

(6) 防犯対策などのこどもを守る取組の推進

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○		出前講座、防災チャレンジの実施 (防災対策事業)	学校授業の中に防災要素を取り入れ、児童・生徒が防災知識を学ぶことにより、災害時の「生きる力」を育むことを目的に、学校、地域、防災関係有資格者、行政が連携・協力して地域全体の防災力の向上を図ります。
2		○		交通安全教室の実施 (交通安全対策事業)	模擬信号機や自転車を使った参加・体験・実践型の交通安全教室を行い、警察署をはじめとした関係機関の協力により、内容の充実に努めます。
3		○		防犯啓発活動の推進 (市民の安全と安心を高める推進事業)	防犯対策として、新入学児童への防犯グッズの配布や街頭での啓発活動を行っており、今後も推進します。防犯旗については希望する町会に配布します。また、こどもが自ら身を守るための防犯教室を行います。
4		○		民間における交通安全の確保 (交通安全対策事業)	民間団体において行っている紙芝居による交通安全教育等と連携を取りながらこどもの交通安全対策を進めます。
5		○		市防犯協会への支援 (市民の安全と安心を高める推進事業)	地域の実態に即した安全活動の推進、広報啓発活動の推進等、市防犯協会が行う防犯活動の支援をします。
6		○		街路灯の維持管理と新設・敷設 替の支援 (町会等管理街路灯維持支援事業)	市が管理する街路灯については、新設、更新、修繕を計画的に進めるとともに、LED化によりLCC(企画・設計から解体・廃棄までの費用)の縮減を図りながら、適切に管理します。また、町内・自治会が管理する街路灯に対しても、新設及び敷設替等維持管理に係る費用を支援することにより、夜間における道路交通の安全確保と防犯に対策を行います。
7	○	○		自殺予防対策事業 (母子保健推進事業、自殺予防対策事業)	妊娠期や産後に心身の不調または育児不安を抱える妊産婦等に対して、育児不安軽減やうつ病予防に向け関係機関との連携を図るなど自殺予防対策を行います。また、青年期以降の取組として、自らのこころの健康づくりに積極的に取り組むとともに周囲の人の心の不調に気付き、適切に対処することができるよう、正しい知識の普及・啓発やこころの健康づくりを推進します。また、うつ病を予防するため、職場や地域による適切な支援のための講習等を実施します。
8	○	○		いじめ問題対策の連携強化 (教育指導振興事業)	「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、各関係機関とのいじめ対策に係る連携の強化を図ります。また、「いじめ問題専門委員会」を設置し、いじめ防止等の調査研究を行うほか、重大事態発生時に調査を行います。
9		○		いじめ問題に対する校内研修の推進 (教育指導振興事業)	「いじめ問題対策連絡協議会」にて共有した情報や教育委員会で必要とした情報などを各学校に還元し、各学校内において研修を実施するとともに、必要に応じて外部講師による講演を実施し、いじめ問題対策の推進を図ります。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
10		○		ピア・サポートプログラムの実施 (学力向上対策事業)	教職員を対象としたピア・サポート研修を実施し、児童生徒が安心して学習できる集団づくりを推進します。
11	○	○		情報モラル教室の実施 (青少年対策事業)	各学校において情報モラル教室を実施し、コミュニティサイトやSNS等の不適切な利用による犯罪等の被害やインターネット上のいじめ等のトラブルを未然に防止します。
12		○		青少年センター補導員連絡協議会の運営 (青少年対策事業)	青少年の非行防止のため、地域での取り組みを支援していくとともに、家庭、地域の協力を得ながら関係機関と連携して巡回等を行います。また、青少年センターによる街頭補導活動、学校の長期休業日や祭典時の特別街頭補導を行い、非行防止活動の充実を推進します。
13	○	○		児童生徒の見守りの推進 (児童見守りシステム推進事業)	すべての小学生及び義務教育学校前期課程の希望家庭を対象に児童見守りサービスを実施し、登下校の安全・安心確保を図ります。また、小学生・中学生・義務教育学校在籍の希望家庭向けに不審者情報等の一斉同報サービスを含めた見守りシステムにて児童生徒の安全・安心確保の注意喚起を行います。

(7) 子育てにやさしいまちづくりの整備

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○		公共建築物のユニバーサルデザインの推進 (市営住宅建設事業ほか)	新たに建設される公共建築物については、原則、多目的トイレを設置しています。施設によりトイレ内にベビーシートを設けたり、女性用トイレにも小児用小便器を設置するなど、整備を図ります。
2		○		子育て支援住宅の整備 (市営住宅建設事業)	市営住宅の整備に当たって、未就学児童を含む3人以上の世帯で、当該未就学児が中学校を卒業するまでの子育て中の家庭を対象に、特定住戸として「子育て支援住宅」を提供します。また、児童館や地域親子ひろばなどを拠点とした交流事業や子育て支援サービス等との連携も視野に子育てしやすい住環境整備に取り組めます。
3		○		公園トイレの整備 (公園管理事業)	こどもからお年寄りまですべての人が安全・安心して利用できるように、トイレの洋式化を行います。
4			○	こどものあそび場の整備 (公園造成事業)	都市公園をこどもやお年寄りはもちろん、障がいのある方も利用しやすいよう、地域住民の意見を取り入れた整備を進めており、小規模公園も視野に入れながら整備に努めます。

基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実
(～生まれる前からおとなになるまで～)

(ア) 妊娠前から幼児期まで

(1) 切れ目ない保健・医療の確保と相談支援の充実

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1	○	○		こども家庭センターによる妊娠前から子育て期の育児、健康に関する相談支援の実施 (母子保健推進事業、出産・子育て応援事業)	令和6(2024)年4月に母子保健や児童福祉の相談窓口を一元化し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談・支援を行う「こども家庭センター」を設置しており、保健師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、家庭相談員が常駐して関係機関と連携する、妊娠前からの切れ目ない相談支援体制によるサービス提供を行います。
2		○		不妊・不育症治療費助成の実施 (不妊・不育症治療費助成事業)	経済的負担の大きい不妊治療、不育症治療を受けているご夫婦に治療費を助成し、安心して妊娠・出産できるよう支援します。
3		○		母子手帳交付・窓口相談、妊婦一般健康診査助成、多胎妊娠支援、初回産科受診料助成の実施 (母子保健推進事業)	妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳を交付するとともに、妊婦一般健康診査受診票を妊娠前期、後期に交付、また産婦健康診査受診票も交付し、妊産婦の健康保持・増進を図ります。
4		○		産婦健康診査助成の実施 (母子保健推進事業)	産後間もないお母さんの心と体の健康保持や産後うつ病の予防など、出産後の切れ目のない支援のため、産婦健康診査の費用の一部を助成します。
5		○		妊婦・乳幼児栄養指導の推進 (母子保健推進事業)	妊娠期は母体及び胎児の健康や発育、乳幼児期は健康と食習慣形成の上で重要であり、プレママ教室、乳幼児健診、各種相談・教室などを通して個人の状況に合わせた栄養指導を進めます。
6		○		プレママ教室、パパママ教室の実施 (母子保健推進事業)	プレママ教室は妊婦を対象に、助産師・保健師・栄養士の講話や実技を行います。また、パパママ教室は妊娠中の夫婦を対象に、助産師や保健師による講話や実技、妊婦体験などを行います。教室では、妊娠・出産・育児に必要な情報・知識・技術を伝え、男女が共に支え合い親になる心構えを養うとともに、育児の仲間づくりとなる事業を進めます。また、1人でも多くの人が参加できるよう啓発に努めます。
7		○		乳幼児健康診査の実施(1か月児、4～5か月児、8～9か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査) (母子保健推進事業)	身体計測、問診、診察、栄養・歯科指導等保健指導を行い、疾病や心身障がいの早期発見及び保護者への育児支援を行います。乳幼児の心身の健全な発育発達を促すよう努めます。
8		○		股関節脱臼検査の実施 (母子保健推進事業)	3か月児を対象に専門医による検診を月1回行います。疾病を早期に発見し治療することにより、乳児期の健康を維持するため事業を進めます。
9		○		新生児聴覚検査の実施 (母子保健推進事業)	聴覚障がいの早期発見・早期療育により、音声言語発達の影響を最小限に抑えるため、新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
10	○	○		予防接種の実施(BCG、ヒブ、小児肺炎球菌、5種混合、4種混合、B型肝炎、ロタウイルス感染症、麻しん・風しん、水痘、日本脳炎) (疾病予防推進事業)	感染症の発生及びまん延予防のため、予防接種を行います。接種率の向上を目指し、感染症の流行の把握や、未接種者への勧奨を行います。
11	○	○		産後ケア事業の実施 (母子保健推進事業)	産後間もない母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するため、産後12か月未満を対象に2回まで助産師が乳房ケア、育児相談を実施します。
12	○	○		産前・産後の子育て家庭へのヘルパー派遣 (こども・子育て応援事業)	産前産後の子育て家庭の身体的・精神的負担を軽減し、安心して出産を迎え、子育てができるよう、妊娠届時から出産後1年以内の期間、ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行います。
13		○		保健推進員との連携 (母子保健推進事業)	町会・自治会から推薦された保健推進員が、地域内の妊産婦・乳幼児を対象に健康に関する情報提供や親子ひろばの協力など、地域で子育て支援を行います。全市的に行っている親子ひろばの担い手でもある主任児童委員と連携し、地域の子育て支援に協力します。
14		○		幼児健康診査におけるフッ素塗布の実施 (母子保健推進事業)	1歳6か月児健診で歯科検診及びフッ素塗布を行います。歯科衛生士の指導により、幼児のむし歯予防の啓発を進めます。
15		○		幼児期のフッ化物洗口による ^う 齲歯の予防 (こども・子育て応援事業)	幼稚園や保育所等の関係機関と連携し、就学前児童のむし歯予防に努めます。
16		○		母子健康相談の実施 (母子保健推進事業)	健康に関する来所・電話相談には、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士で随時対応します。妊娠届出時及び妊娠後期の相談指導や、育児不安解消のため、相談や情報提供を行います。不安が解消されない場合には、訪問や関係機関の紹介などの支援を行い、妊産婦・乳幼児等の健康保持・増進につながるよう努めます。
17		○		こどもの心と育ちの相談の実施 (母子保健推進事業、こども発達支援事業)	1歳6か月児健診、3歳児健診等では、こどもの発達の遅れや障がいの早期発見に努めるとともに、保護者の子育ての困り感に寄り添い、相談・支援します。保健師、臨床心理士、言語聴覚士等が、保護者とともにこどもの発達状況を確認し、こどもの発達に応じた関わりや子育て環境について助言します。
18		○		「えみふる」子育て相談の実施 (あそびの広場運営事業)	こども・子育てひろば「えみふる」において、誰もがいつでも気軽に相談でき、必要な支援を受けられるよう、中核施設である「あそびの広場」で月3回、保育士、保健師等の専門職による子育て相談を実施します。
19		○		離乳食教室の実施 (母子保健推進事業)	離乳食は赤ちゃんの一生にわたる食習慣の基礎を築く重要な時期のため「とりわけ離乳食教室」を実施し、食事内容や食品の形態、進め方を説明することにより、健全な食習慣を形成できるよう支援します。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
20	○	○		小児救急医療体制の確保 (小児救急医療支援事業)	年間を通して、二次医療圏単位で、病院群輪番制方式(岩見沢市立総合病院、市立美唄病院)により小児救急医療に係る休日・夜間の診療体制を整え、市民の安心・安全を守るため小児救急医療体制の確保・充実に努めます。
21	○	○		【再掲】 乳児家庭全戸訪問の実施 (母子保健推進事業)	再掲のため省略
22	○	○		【再掲】 民生委員・児童委員の活動支援 (民生委員児童委員協議会運営費交付等事業)	再掲のため省略

(2) こどもの健やかな成長を育むあそびや体験の提供

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1			○	こどもが読書に親しむ機会の提供 (ブックスタート事業)	赤ちゃんに絵本を贈り、絵本を開く楽しさを伝え、また家庭で読み聞かせなどを通じて親子が心をふれあうきっかけをつくります。
2			○	国際交流の推進 (国際交流推進事業)	姉妹都市への中高生訪問団派遣をはじめ、諸外国との交流の推進や国際交流員(CIR)による多文化理解等に向けた小中学校・保育園訪問や多文化理解講座などの各種事業を行います。
3		○	○	【再掲】 常設型親子ひろば「ひなたっ子」、地域親子ひろばなどの親子のあそび・交流の支援 (子育て総合支援センター事業)	再掲のため省略
4			○	【再掲】 あそびの広場の運営 (あそびの広場運営事業)	再掲のため省略
5		○	○	【再掲】 地域子育て支援の推進(地域子育て支援センター) (子育て総合支援センター事業)	再掲のため省略

(3) 幼児期の教育・保育の充実

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○	○	未就学児童の保育体制の整備と提供 (保育所入所運営事業)	保護者の労働又は疾病などの理由により、保育を必要とする児童の保育を行います。保育所の受入定数については、ほぼ充足されていますが、今後、社会情勢等を見ながら柔軟に対応します。
2		○	○	ふれあい子どもセンターの運営 (ふれあい子どもセンター運営事業)	認可保育所唯一の公立保育所として、中核的立場で特別保育事業を取り入れながら保育を必要とする児童の保育を行います。
3		○	○	へき地保育所の運営 (へき地保育所運営事業)	北村地域において保育を必要とする児童の保育を行い、児童福祉の増進を図ります。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
4		○	○	栗沢認定こども園の運営 (栗沢認定こども園運営事業)	栗沢認定こども園を運営し、栗沢地域の保育所と幼稚園が担ってきた役割を継承した豊かで質の高い幼児教育・保育の実施に努めます。
5		○	○	新しい幼児教育と保育 (保育所入所運営事業)	保育所と幼稚園を1つの施設として運営する認定こども園で保育と幼児教育を一体的に行い、地域の子育て支援に努め地域交流の活性化を図ります。
6		○	○	障がい児保育の実施 (保育所入所運営事業)	保護者の就労又は疾病などの理由により、保育を必要とする障がい児の保育を行います。障がいのある児童を安心して保育できる環境づくりを進めます。
7		○		休日保育の実施 (保育所入所運営事業)	日曜、祝日に保護者の勤務等により児童が保育に欠ける場合、休日の保育を行います。
8		○		延長保育の実施 (保育所入所運営事業)	保護者の仕事等のため、通常の保育所の開所時間を越えて児童の保育を希望する場合に行います。
9		○		認可保育所における一時預かりの実施 (保育所入所運営事業)	専業主婦家庭等の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育を行います。
10	○	○		病児保育の実施 (病児保育運営事業)	児童が病児と診断され、集団保育が困難な期間、専用スペースにおいて児童を一時的に預かります。
11	○	○		相互援助活動による病児・病後児保育の実施 (こども・子育て応援事業)	児童が病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、ファミリー・サポート・センター事業と連携し、児童を一時的に預かります。
12		○	○	ファミリー・サポート・センター事業の実施 (こども・子育て応援事業)	地域において育児の援助を受けたい者(依頼会員)と育児の援助を行いたい者(提供会員)を会員として組織し、会員相互の子育て援助活動を支援することにより、安心して子育てできる環境づくりを行います。
13		○	○	幼稚園運営の支援 (こども・子育て応援事業)	幼稚園に対し、運営や建築に係る支援を行い、幼児教育の充実向上に努めます。
14		○	○	幼稚園における預かり保育の実施 (幼稚園入所運営事業)	各幼稚園等において、降園時間の後も引き続き園児を預かる「預かり保育」の実施を支援します。
15		○		幼保小接続のための支援の実施 (保育所入所運営事業、幼稚園入所運営事業)	こどもの発達にとって重要な、あそびを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の関係者が連携・協働し、「幼保小の架け橋プログラム」を策定できるよう支援を行います。
16	○			こども誰でも通園制度の実施 (R8新設予定)乳児等通園支援事業)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
17			○	保育所地域活動の促進 (保育所入所運営事業)	保育所と地域の人々との交流や老人福祉施設への訪問など、保育所と地域の人々との世代間交流を促進します。
18		○		市内保育所調理担当者会議の運営 (ふれあい子どもセンター運営事業)	認可保育所の調理担当者を対象に食事の作り方、栄養価の計算、アレルギー対応等の研修会を行うほか、管理栄養士が毎月の献立表を作成し、各保育所に提供します。入所児童の食育の推進など健康管理を含め、栄養面やアレルギー等に配慮した指導を進めます。
19		○	○	保育所栄養士による食指導の実施 (ふれあい子どもセンター運営事業)	保育所では、食事の指導とクッキング保育に取り組み、望ましい食指導の定着に努めます。また、保護者に対して食習慣の啓発活動を行います。
20		○		保育士等の人材の確保 (保育・教育人材確保事業)	保育士、幼稚園教諭について養成校を新規に卒業した者や市外からの転職となる者、子育て等を終え復職する者の採用に取り組む市内保育園等を支援します。また、採用後の定着を図るための給付を行います。
21		○		多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (保育所入所運営事業、幼稚園入所運営事業)	認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築し、良質な保育体制の確保を図ります。
22		○		保育士等人材バンクの実施 (保育所入所運営事業、幼稚園入所運営事業)	保育士、幼稚園教諭等の資格を生かした仕事に就きたい方や人材確保に苦勞している市内の施設に対して求人情報をメールでお知らせし、支援します。
23	○	○		【再掲】 医療的ケア児保育の実施 (障害児等支援事業)	再掲のため省略
24	○	○		【再掲】 ショートステイの実施 (こども・子育て応援事業)	再掲のため省略
25	○	○		【再掲】 トワイライトステイの実施 (こども・子育て応援事業)	再掲のため省略

(イ) 学童期・思春期

(1) 教育環境の充実

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○		教育情報の発信 (教育委員会事務局管理事業)	岩見沢市の教育活動の情報を、より多くの人に提供するサービスの向上を図るため、市ホームページ、SNS等で公開し、情報提供の一層の充実に努めます。
2		○		学校施設の計画的な整備の実施 (小学校校舎等管理事業、中学校校舎等管理事業)	老朽化した学校施設の改修・改築等を計画的に行います。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
3		○		小規模特認校制度の実施 (学校管理事業)	自然環境に恵まれた小規模校(メープル小学校)で心身の健康の増強を図り体力づくりを目指すとともに、自然にふれあう中で豊かな人間性を培い明るく伸び伸びとした特色ある教育活動のもとで学ぶことを希望する保護者や児童に対し、住所変更をすることなく就学を認めます。
4			○	チームティーチング、少人数指導の実施 (小中学校管理事業)	指導方法工夫改善のため、教員の加配を行うとともに、各学校で学校課題、児童生徒の学習状況に応じたチームティーチング(TT指導)、少人数指導を行います。児童生徒の実態に合わせた指導の充実に努めます。
5			○	学力向上の取組推進 (学力向上対策事業)	こどもたちが自らの可能性を開花させ、人間として豊かな成長を遂げ、自己実現を図るため、確かな学力の定着と学力向上に向けた重点的な取組を推進します。
6			○	外国語指導の実施 (外国語指導助手活用事業)	外国語指導助手(ALT)を活用した外国語指導を実施します。
7			○	総合的な学習の時間等における外部人材の活用 (コミュニティ・スクール促進事業)	各学校で創意工夫を凝らした学習内容に合わせて、様々な教育活動で外部からの人材を活用し、学習内容の充実に努めます。
8			○	道徳教育の充実 (教育研究所運営事業)	道徳教育は、「特別の教科 道徳」の時間を要として学校の教育活動全体で行います。また、教科書や独自の教材を活用した「考え、議論する」道徳科の授業づくりを充実させ、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うよう努めます。
9	○	○		教育支援センターの運営 (教育支援センター事業)	スクールカウンセラー、スクールカウンセラースーパーバイザー、スクールソーシャルワーカー、医療アドバイザー、特別支援教育専門員を派遣・配置し、これらを組織的に活用・連携させながら児童生徒の発達段階や実態に配慮し、悩みや不安の解消・問題行動の解決を図ります。
10		○		教育研究所の運営 (教育研究所運営事業)	今日的な教育課題の「調査」、その解決を図る「研究」、キャリアに応じた養成講座を開催し、教職員の資質能力向上に資する「養成」、研修講座の開催など教職員の専門的力量向上に資する「研修」、所報やブログを通じた教育情報の発信や提供を行う「普及」等の事業により教育の質の向上を図ります。
11		○		青少年センターの運営 (青少年対策事業)	青少年の健全育成・非行防止を目的に、巡回補導や相談支援、各連絡協議会の運営などを行います。
12		○		生徒指導連絡協議会 (青少年対策事業)	各学校で、児童生徒の理解に基づき、一人ひとりの存在感を高める積極的な生徒指導を行い、各学校や関係機関が連携した対応を図ります。生徒指導の機能を生かして、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努めるとともに、関係機関との連携強化に努めます。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
13			○	スポーツ少年団指導者講習会のPR・勸奨 (健康・スポーツ振興事業)	(財)日本スポーツ協会等主催の講習会の開催について、関係団体(体育協会加盟団体・スポーツ少年団等)に情報を提供するなど、資格取得の勸奨を行い、広い分野の指導者の充実に努めます。
14		○		情報教育の推進 (教材教具整備事業)	市立高校の情報モラル教育の充実に努めるとともに、情報教育用機器整備並びに ICTの積極的な運用など情報教育の充実に図ります。
15			○	【再掲】 国際交流の推進 (国際交流推進事業)	再掲のため省略
16		○		【再掲】 就学相談の実施 (特別支援教育推進事業)	再掲のため省略
17		○	○	【再掲】 特別支援教育の推進 (特別支援教育推進事業)	再掲のため省略
18	○	○		【再掲】 登校支援室の運営 (教育支援センター運営事業)	再掲のため省略

(2) 健康なからだ、豊かなこころの育ちの支援

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1	○	○		予防接種の実施(第2期ジフテリア、ヒトパピローマウイルス感染症) (疾病予防推進事業)	感染症の発生及びまん延予防のため、予防接種を行います。接種率の向上を目指し、感染症の流行の把握や、未接種者への勸奨を行います。
2			○	健康づくり絵本の配付 (健康経営都市推進事業)	親子で健康への関心を持つきっかけづくりと、こどもに正しい生活習慣を身につけるための教材として、学校や児童館等での幅広い活用を通じ、こどもから父母、祖父母にもアプローチして大人の生活習慣の改善にも繋げることを目的として、小学校1年生に健康づくりの絵本を配付します。
3		○		ピロリ菌検査と除菌費用の助成 (がん検診事業)	ピロリ菌を早期に発見・除菌することにより、胃がんを始めとした胃腸疾患を予防し、がんの減少を図るため、中学2年生に対するピロリ菌検査及び除菌費用を助成します。
4	○	○		就学時健康診断の実施 (児童健康管理事業)	新年度に小学校へ入学予定のこどもの健康状況を把握し、保健上必要な助言等を行い、入学の準備をしていただくため、健康診断を実施します。
5	○	○		児童生徒健康診断の実施 (児童生徒健康管理事業)	こどもの健康の保持増進を図るため、学校保健安全法に基づき児童生徒に対する各種健康診断を実施します。
6		○		学童期のフッ化物洗口による ^う 齲歯の予防 (児童健康管理事業)	関係機関と連携し、児童のむし歯予防に努めます。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
7			○	良い歯のコンクールの実施 (児童生徒健康管理事業)	学校歯科健診で良好と診断された小学校6年生・中学校3年生を対象に歯科医師・歯科衛生士による歯牙審査、歯に関する質問等を行う一般検査の二つの審査を行い、表彰します。
8		○		学校栄養教諭による食指導の実施 (学校給食共同調理所運営事業)	成長過程にある児童生徒の健康増進に、必要な食事を提供するとともに、栄養バランスに優れた献立を通し、児童生徒がその発達の段階に応じて食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、教育活動の一環として実践的な指導を行います。
9			○	いわみざわチャレンジスクールの実施 (いわみざわチャレンジスクール事業)	小中学生を対象として、休日を有意義なものとし、学習活動や体験活動を通じ、豊かな心と健やかな身体を育み、個々の「生きる力」の高揚を図りながら講座や体験学習などを継続します。
10			○	楽しいキッズスポーツ教室の実施 (健康・スポーツ振興事業)	生涯にわたって運動・スポーツに取り組む資質や能力の育成を目的として、小学校低学年の児童を対象に、楽しみながら多様な運動機会を提供します。
11			○	小学生初級スキー教室の実施 (健康・スポーツ振興事業)	安全なスキーの滑り方やマナー、スキー技術の習得をめざす教室を実施します。
12			○	ブックトークの実施 (図書館活動運営事業)	司書が、小学校低学年の児童を対象にテーマに沿った本を紹介しながら読書の楽しさを伝え、こどもが新たな本と出会い、読書への興味や関心の向上を図ります。
13	○	○		こどもの心の相談医の配置 (総合病院事業)	市立総合病院小児科外来において、「こどもの心」相談医におけるこどもの心理発達の基礎、様々な行動の問題、発達障がい、虐待によるこどもの心の問題に対応し、心のケアや子育て支援のため、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。
14		○	○	【再掲】 メーブル小学校放課後教室クラブの運営 (学校管理事業)	再掲のため省略

(3) おとなになる前の学びや体験の充実

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1			○	岩見沢市議会主権者教育の実施 (岩見沢市議会主権者教育)	将来の地方自治を担うこどもたちへ、住民自治の根幹をなす地方議会への理解や関心を深めることを目的として、市内全中学校9校の3年生を対象に、議場訪問や出前授業等の主権者教育を実施します。
2			○	ジェンダー平等に関する意識啓発の実施 (男女共同参画社会推進事業)	性別役割分担意識やジェンダーバイアス(性別による固定的な思い込み)の解消に向けた意識啓発を進めるため、学校等でジェンダー平等に関する出前授業や講座等を実施します。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
3			○	性の多様性に関する啓発の実施 (男女共同参画社会推進事業)	性の多様性に対する理解促進を進めるため、学校、地域等で性の多様性に関する出前授業やセミナー等を実施します。
4		○		性に関する指導の実施 (教育指導振興事業)	学校教育において、児童生徒の心身の発達における男女の役割と責任を生理学的、倫理的な面から理解し、性に対する健全な態度を培い、現代社会にふさわしい性道徳を確立するための教育を進めます。医療関係者等と連携した教員研修を行い、児童生徒への指導の充実と、保護者への啓発に努めます。
5		○		喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の実施 (教育指導振興事業)	学校教育において児童生徒の心身の発達や健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めます。警察や医療機関などの関係機関と連携した児童生徒への指導や教員研修を行い、児童生徒の健康で安全な生活を築こうとする態度の育成と保護者への啓発に努めます。
6			○	環境学習の実施 (ごみ減量化推進事業)	小学校・中学校に対する、ごみ・環境の出前教室やごみ処理場などの見学を行い、環境についての理解を深めます。
7			○	選挙出前講座の実施と選挙物品の貸出 (選挙啓発事業)	選挙の仕組みや投票参加の意義について理解を深め、日頃から政治や選挙への関心を高めてもらうことを目的に、近い将来に有権者となる市内の小学校、中学校、高等学校、高等養護学校等の児童・生徒に対し、選挙に関する講義や選挙体験などの出前講座、選挙物品の貸し出しを行います。

(ウ) 青年期

(1) 次代の親の育成支援の充実

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1			○	親になるための交流事業の実施 (子育て支援事業)	中・高生等が直接子育てをしている親子と交流できる場の提供を行います。
2		○	○	赤ちゃんとのふれあい体験の実施 (ライフデザイン支援事業)	若い世代が乳幼児等と触れ合うことで、命の大切さや子育てに関心を持つ機会と、子育て家庭の社会とのつながりの場を提供します。
3		○	○	プレコンセプションケアの周知啓発 (母子保健推進事業)	母子をとりまく健康づくりのため乳幼児健診や健康相談、健康教育等で栄養指導、歯科指導等を行い、適切な健康管理に取り組みます。また、子育てポータルサイト等を利用し、若者向けの性や妊娠などの健康に関する相談窓口や情報の発信に努めます。また、若い世代の妊娠を含めた将来のヘルスケアについて北大COI-NEXTと連携を図りながら取組を進めます。
4		○	○	母子健康調査の実施 (こども家庭センター事業)	こどもの成長や発達に及ぼすさまざまな要因を明らかにし、未来のこどもたちにより良い環境をつくることを目的として、北海道大学等と協力して調査を行います。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
5			○	こころとカラダのライフデザインに関する学びの機会創出 (地域イノベーション推進事業)	北海道大学などとの産学官連携の取組を通じ、次世代を担うこどもたちや市民が日常的に健康や先端技術に関する知識などに触れ、気づき、学びが得られる機会の創出を進めます。

(2) 就労支援と雇用安定のための支援

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1			○	デジタル人材の育成・活躍の支援	就業機会の創出やスキルアップ、リスキリングを目的に教育機関や市内企業と連携し、デジタル技術を仕事に活かすための実践型研修を実施します。
2			○	高校生・大学生を対象としたセミナー等の開催	南空知地域(岩見沢市、三笠市、美瑛市、月形町)の就職を希望する高校生・大学生を対象に、意識改革を図るセミナー等を開催します。
3			○	創業の支援	創業を支援するため、創業相談窓口の設置や創業塾の開催などを行います。
4			○	岩見沢市新規就農サポート事業の実施	地域社会を支える若い農業後継者の育成確保を図るため、原則18歳以上50歳未満で市内に住所を有する農業後継者に対し、研修に係る費用や初期投資等の支援を行います。

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

(～地域とつながり、ともに育む～)

(1) 妊娠から子育て、教育・保育に関する経済的負担の軽減

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○		出産・子育て応援事業 (出産・子育て応援事業)	安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援の実施と併せて、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用などにかかる負担軽減を図るための経済的支援を実施し、妊娠届出時と出産後にそれぞれ応援ギフトを支給します。
2		○		児童手当の支給 (児童手当等給付事業)	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、市内在住で高校生年代までの児童を養育している方(父、母、養育者など)に対して手当を支給します。
3	○	○		未熟児養育医療給付事業 (子ども医療助成事業)	入院医療を必要とする未熟児を対象に、指定養育医療機関において必要な医療を給付します。
4		○		ごみ処理手数料の負担軽減 (ごみ処理対策事業)	2歳未満の乳幼児がいる世帯に対し、指定ごみ袋の交付を行います。
5		○		【再掲】 不妊・不育症治療費の助成 (不妊・不育症治療費助成事業)	再掲のため省略
6		○		【再掲】 入院助産の支援 (助産施設運営事業)	再掲のため省略

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
7		○		【再掲】 こどもの医療費の助成 (子ども医療助成事業)	再掲のため省略
8		○		【再掲】 保育料の負担軽減 (保育所入所運営事業)	再掲のため省略
9		○		【再掲】 幼稚園の預かり保育等利用料の 負担軽減 (子育て施設等利用給付事業)	再掲のため省略
10		○		【再掲】 実費徴収に係る補足給付を行う 事業	再掲のため省略
11		○		【再掲】 就学援助の実施 (小中学校就学援助事業)	再掲のため省略
12		○		【再掲】 特別支援教育就学奨励費の支給 (特別支援教育振興事業)	再掲のため省略
13		○		【再掲】 児童生徒特別支援学級等通学付 添費の支給 (特別支援教育振興事業)	再掲のため省略
14		○		【再掲】 産前産後の国民年金保険料の免 除(国民年金保険料産前産後免除 制度) (国民年金推進事業)	再掲のため省略
15		○		【再掲】 産前産後の国民健康保険料の免 除(国民健康保険料産前産後免除 制度) (特別会計 国民健康保険費)	再掲のため省略
16		○		【再掲】 出産育児一時金の支給(出産育 児一時金支給制度) (特別会計 国民健康保険費)	再掲のため省略

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○	○	「えみふるふぁいる」の普及推進 (こども発達支援事業)	すべてのこどもが、各ライフステージにおいて、切れ目ない一貫した支援が受けられるよう、こどもの成長と発達に関する記録等を保管する「えみふるふぁいる」を作成・配布するとともに、普及・啓発を行います。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
2		○	○	家庭教育の推進(家庭教育学級の実施、家庭教育指導者育成・活用講座の実施、育児サークルの支援) (家庭教育推進事業)	発育段階に対応した家庭教育学級、地域家庭教育事業及び育児サークルへの支援や保護者への育児支援を行います。家庭教育の重要性が増す中で、家庭教育に関する基礎理解や心身の発達の特徴及び健やかな成長のための家庭教育のあり方について専門的な講師を招いて事業を展開します。
3		○	○	【再掲】 赤ちゃんとのふれあい体験の実施 (ライフデザイン支援事業)	再掲のため省略
4	○	○		【再掲】 産前・産後の子育て家庭へのヘルパー派遣 (こども・子育て応援事業)	再掲のため省略
5		○		【再掲】 認可保育所における一時預かりの実施 (保育所入所運営事業)	再掲のため省略
6	○	○		【再掲】 病児保育の実施 (病児保育運営事業)	再掲のため省略
7	○	○		【再掲】 相互援助活動による病児・病後児保育の実施 (こども・子育て応援事業)	再掲のため省略
8		○	○	【再掲】 ファミリー・サポート・センター事業の実施 (こども・子育て応援事業)	再掲のため省略
9	○	○		【再掲】 ショートステイの実施 (こども・子育て応援事業)	再掲のため省略
10	○	○		【再掲】 トワイライトステイの実施 (こども・子育て応援事業)	再掲のため省略
11		○		【再掲】 保健推進員との連携 (母子保健推進事業)	再掲のため省略
12			○	【再掲】 児童館の運営 (児童厚生施設運営事業)	再掲のため省略
13			○	【再掲】 地域母親クラブの活動支援 (児童厚生施設運営事業)	再掲のため省略
14			○	【再掲】 他館との交流レクの実施 (児童厚生施設運営事業)	再掲のため省略
15			○	【再掲】 地域子ども会育成会連合会及び地域子ども会への支援(地域子ども会活動補助、地域子ども会育成会連合会活動補助) (青少年育成事業)	再掲のため省略

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
16			○	【再掲】 青少年健全育成の推進(善行少年・青少年健全育成功労者表彰、子ども発明工夫展、少年の主張岩見沢大会、地域子どもの体験活動事業補助) (青少年育成事業)	再掲のため省略
17			○	【再掲】 こどもが読書に親しむ機会の提供 (ブックスタート事業)	再掲のため省略

(3) 共働き・共育での推進

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1			○	ワーク・ライフ・バランスの推進 (男女共同参画社会推進事業)	育児・介護をしながら働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発や、両立支援に関する各制度の情報提供に努めます。
2			○	【再掲】 ジェンダー平等に関する意識啓発の実施 (男女共同参画社会推進事業)	再掲のため省略
3		○		【再掲】 プレママ教室、パパママ教室の実施 (母子保健推進事業)	再掲のため省略
4		○	○	【再掲】 常設型親子ひろば「ひなたっ子」、地域親子ひろばなどの親子のあそび・交流の支援 (子育て支援事業)	再掲のため省略

(4) ひとり親家庭への支援

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○		母子・父子自立支援員の配置 (ひとり親家庭支援事業)	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭及び寡婦家庭の相談、自立に必要な情報提供や指導及びそれらの家庭に対し、職業能力の向上や、求職活動に関する支援を行います。相談内容は、子育て、生活、就労、養育費の確保など幅広く、また、必要な情報提供や各種施策の活用について、きめ細かい対応に努めます。
2		○		自立支援教育訓練給付金の給付 (自立支援教育訓練給付金事業)	ひとり親家庭の自立のため、ひとり親家庭の母または父が雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講・修了した際にその経費の一部を給付します。
3		○		高等職業訓練促進給付金の支給 (高等職業訓練促進給付金事業)	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、養成機関で修学するひとり親家庭の母または父に対して、生活費の負担軽減のための給付金を支給します。

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
4		○		高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の給付 (高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業)	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、ひとり親家庭の親又は児童が高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講・修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給します。
5		○		ひとり親家庭の医療費の助成 (ひとり親家庭等医療助成事業)	ひとり親家庭等の方が病院などで診療を受けた際に、健康保険が適用された医療費を助成します。
6		○		【再掲】 児童扶養手当の支給 (児童扶養手当給付事業)	再掲のため省略
7		○		【再掲】 災害遺児手当の支給 (災害遺児手当支給事業)	再掲のため省略

(5) こども・子育て情報発信の充実

No.	3つの視点			施策名 (事務事業名)	施策内容
	安全	安心	笑顔		
1		○		子育て情報の発信 (こども・子育て応援事業)	市ホームページのほか、岩見沢市子育てポータルサイトやすこやか健康手帳アプリを活用し、こども・子育てに関する情報を提供します。
2		○		「すこやか健康手帳」アプリを活用した情報発信・相談支援の充実 (健康経営都市推進事業)	産学官による北海道大学COI-NEXTとの連携により、こども・子育てに関する情報を積極的に発信するほか、こどもの成長記録や予防接種の管理、保健師や管理栄養士にオンラインで相談ができる「すこやか健康手帳」アプリを運用し、すべての妊産婦・子育て家庭において安全・安心な出産・子育てができるよう、機能強化と情報発信に努めます。
3		○		【再掲】 教育情報の発信 (教育委員会事務局管理事業)	再掲のため省略

3. 用語解説

あ行

▼あそびの広場

岩見沢市にある1年を通して天候を気にせずいつでも遊べる、全天候型のあそび場。テーマは、美しいものや未知なものに目を見張る感性「センス・オブ・ワンダー」。

▼育児休業

仕事と子育てとの両立が図られるよう、こどもが1歳（一定の条件を満たす場合は2歳）になるまで休業できる制度のこと。そのほか、働きながらこどもの養育ができる制度として、子の看護休暇制度や時間外労働の制限制度、勤務時間の短縮などの制度がある。

▼いじめ防止基本方針

いじめ根絶に向けた取組を学校・家庭・地域・関係機関が連携し、共通認識のもと、一体となって進めるとともに、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する方針のこと。岩見沢市では平成27（2015）年2月に策定し、令和5（2023）年10月に改定している。

▼いじめ問題専門委員会

教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策に関する調査研究や重大事態に係る事実関係の調査等を行う委員会のこと。

▼いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等の関係機関や団体との連携、その他のいじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、情報共有や協議を行う協議会のこと。

▼医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を恒常的に受けることが不可欠である児童のこと。

▼岩見沢市教育大綱

地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の指針のこと。市では平成27（2015）年12月に、平成29（2017）年度までの3年間の大綱を策定し、その成果と検証を礎に、平成30（2018）年度から新たな大綱を策定している。

▼岩見沢市総合計画

岩見沢市まちづくり基本条例を根拠として作られた市の最上位計画のこと。市政運営の基本方針として、市民主体による自主自立のまちづくりの“道しるべ”となる計画。現在は第6期計画であり、期間は平成30（2018）年度から令和9（2027）年度までの10年間。

▼岩見沢市総合戦略

デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現を目指して国が策定する「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の趣旨を踏まえ、ICT環境をはじめとする「強み」や「優位性」を最大限に活かしながら、人口減少の抑制を図りつつ、人口減少に適応した活力ある地域社会を構築していくための今後の施策の方向性を示す計画のこと。現在は第3期計画であり、期間は令和6（2024）年度から令和9（2027）年度までの4年間。

▼SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）のこと。インターネット上でのメッセージのやり取りなどを通じて、人と人との交流を広げていくサービス。

か行

▼GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とするこどもも含めて、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する構想のこと。

▼企業主導型保育施設

国が行う「企業主導型保育事業」によって、施設の設立や運営のための助成を受けている保育施設のこと。児童福祉法上は「認可外保育施設」に該当する。

▼義務教育学校

平成28（2016）年4月に創設された制度で、小学校過程から中学校過程までの9年間の義務教育を一貫して行う学校のこと。市では令和7（2025）年度より「くりさわ学舎」を開校する。

▼合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

▼子育て世帯包括支援センター

保健師等の専門職に、妊娠・出産・子育てなどについて相談することができる機関のこと。令和4（2022）年児童福祉法等の改正により、令和6（2024）年4月からは「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」と一体的な機能を有する「こども家庭センター」に見直しされている。

▼子育てポータルサイト

岩見沢市のこども・子育てに関する情報を集約したサイトのこと。こども・子育てに関する「知りたい・気になる情報」を見つけやすく、「知らない・気づいていない情報」は「すこやか健康手帳」アプリと連携し、こどもの年齢ごとに必要な情報をプッシュ通知でお知らせできるようにするなど、令和6（2024）年10月にリニューアルし、情報発信を強化している。

▼こども家庭センター

「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）」の一体的な相談支援を行う機能を有する機関のこと。令和8（2026）年度までに市町村への設置が努力義務となっており、岩見沢市では令和6（2024）年4月に設置。

▼こども家庭庁

「こどもまんなか社会」を実現するために令和5（2023）年4月に創設された政府の組織のこと。こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって最善の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るためのこども政策に強力なリーダーシップをもって取り組むこととしている。

▼子ども家庭総合支援拠点

こどもとその家族及び妊産婦等を対象に、保健師や保育士等が専門的な相談に応じ、総合的かつ継続的に支援する機関のこと。令和4（2022）年児童福祉法等の改正により、令和6（2024）年4月からは「子育て世代包括支援センター（母子保健機能）」と一体的な機能を有する「こども家庭センター」に見直しされている。

▼子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育両分野の関係者や子育て当事者が参画し、子育てニーズを反映するなど子育て家庭の実情を踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定・進捗管理を行う会議のこと。令和7（2026）年度から令和11（2030）年度を計画期間とした「第三期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画」は「岩見沢市こども計画」に包含して策定している。

▼子ども・子育て支援法

すべてのこどもが健やかに成長できるよう、国や地方公共団体、地域がこどもや子育てを支援することを規定した法律のこと。この法律に基づき、「岩見沢市子ども・子育て会議」の設置や「子ども・子育て支援事業計画」の策定を行っている。

▼こども子育てひろば「えみふる」

であえーる岩見沢3階にある、「あそびの広場」を中心に「こども家庭センター」の各部門が集まったこどもと子育てを応援する岩見沢市の子育て支援拠点のこと。愛称である「えみふる」には、「こどもたちの笑顔（笑み）があふれる場所になるように」という願いが込められている。

▼こども大綱

これまで別々に推進されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を1つにまとめ、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたもので、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す大綱のこと。

▼こどもの居場所

こども家庭庁では、「こどもの居場所」は本人にとって居心地が良いと思えるものであれば、どんな場所・時間・人との関係性であっても居場所となり得るとしており、どこを居場所にするかをとおとなが指定することは適当ではないとされている。

▼子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

平成元（1989）年に国連総会において採択された、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約のこと。条約の基本的な考え方は、①差別の禁止、②こどもの最善の利益、③生命、生存及び発達に対する権利、④こどもの意見の尊重の4つの原則があり、この原則は「こども基本法」にも取り入れられている。

▼こども未来戦略

若い世代の将来展望を描けない状況や、子育て中の方の生活や子育ての悩みを受け止め、①若者・子育て世代の所得を増やす、②社会全体の構造や意識を変える、③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく、の3つを基本理念とし、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して策定した政府の方針のこと。

さ行

▼里親

保護者のいない児童や保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（要保護児童）の養育を希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者。

▼事業所内保育施設

企業が設置し、従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもにも保育を提供する事業所内保育事業を実施する保育施設のこと。

▼児童虐待

親や養育者などのこどもに関わる大人が、こどもに対して不適切な扱いをすることで、こどもの心身ともに傷つけ、健全な成長や発達を妨げる行為のこと。虐待には、①身体的虐待、②心理的虐待、③ネグレクト、④性的虐待の4つがある。

▼児童相談所

18歳未満のこどもに関する相談や通告を受け、こどもの権利を守るために支援を行う行政機関のこと。児童虐待や発達の遅れ、しつけなど、様々な相談に対応している。

▼児童発達支援

障がいのある未就学のこどもが、日常生活における基本的な動作の指導、地域技能の付与、集団生活への適応訓練などの必要な支援を行う事業のこと。

▼ジェンダー平等

性別にかかわらず、すべての人が平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

▼障害福祉サービス

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、個々の障がい程度や勘案すべき事項を踏まえ、必要な支援が受けられる制度のこと。障害福祉サービスには、居宅や施設等で介護の支援を受ける「介護給付」、施設等で就労の訓練等を受ける「訓練等給付」がある。

▼小規模特認校制度

自然環境に恵まれ、明るく伸び伸びとした特色ある教育活動の小規模校で学ぶことを希望する保護者や児童に就学を認める制度のこと。岩見沢市ではメープル小学校で実施している。

▼小規模保育施設

0～2歳児を対象とする定員が6人以上19人以下の保育施設のこと。地域型保育事業のうち小規模保育事業を実施する施設

▼常設型親子ひろば「ひなたっ子」

岩見沢市のこども子育てひろば「えみふる」にある子育て親子ひろばのこと。0歳から3歳以下のこどもと保護者を対象としており、遊んだり、子育ての情報交換や相談ができる場所。

▼小児救急医療

15歳以下の小児を対象とする救急医療のこと。救急医療には、軽症だが適切な処置を施さないと症状が悪化する場合に受診する「一次（初期）救急」、即入院を必要とするような重症患者を受け入れる「二次救急」、集中治療など専門的な処置を施さないと命に係わるような重篤な患者を受け入れる「三次救急」の3つの段階がある。

▼食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践できる力を育むこと。毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」として定められ、各地で様々な食育の普及啓発活動が展開されている。

▼スクールカウンセラー

学校で児童や生徒、保護者、教職員の心のケアを行う心理の専門家のこと。学校生活における悩みや問題の解決のため、カウンセリングや研修などを行う。

▼スクールソーシャルワーカー

教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、様々な支援手法を用いて課題解決への対応を図る人材のこと。

▼「すこやか健康手帳」アプリ

安全・安心な出産・子育てができるよう、地域の健康・子育て情報のプッシュ通知や保健師や管理栄養士への相談、予防接種のスケジュール管理ができるアプリを運用している。運用にあたっては、北海道大学を中心とした健康づくりプロジェクト「北海道大学COI-NEXT」と連携。

▼青少年センター

青少年の健全な育成を目的として、相談や補導、巡回活動などの事業を行う機関のこと。

▼性別役割分担意識

「男は仕事・女は家庭」といった、個人の能力とは関係なく、男性・女性という性別を理由として役割を分ける意識を持っていること。

た行

▼待機児童

子育て中の保護者が保育所等にこどもの入所を希望しているが入所できず、入所待ちをしている状態のこと。

▼地域子育て相談機関

保育所などの子育て支援を行う施設や場所において、すべての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関のこと。

▼地域型保育事業

市町村が認可する小規模な保育事業のこと。事業の種類には、定員6人以上19人以下の小規模保育事業、定員1人以上5人以下の家庭的保育事業、従業員のこどもと地域のこどもを一緒に保育する事業所内保育事業、特別な事情により保護者の自宅で1対1で保育する居宅訪問型保育事業がある。

▼特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法に基づいて市町村が確認を行った幼稚園や認可保育所、認定こども園などの施設のこと。

▼ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や交際相手など、親密な関係でおこる暴力によるコントロールのこと。殴る・蹴るなどの身体に対する暴力に限らず、怒鳴る・侮辱するなどの精神的暴力や、生活費を渡さない・無理やり働かせるなどの経済的暴力なども該当する。また、こどもの面前でのDVは児童虐待となる。

な行

▼乳幼児健康診査

乳幼児の健康状態を把握し、病気の早期発見や予防を目的とした健診のこと。市町村は、母子保健法により1歳6か月児健診と3歳児健診の実施が義務付けられている。一方、妊婦健診や3～6か月児健診、9～11か月児健診などの実施は任意とされている。

は行

▼バリアフリー

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすこと。障がい者や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしている様々な分野でのバリアを除去するという意味で用いる言葉。バリアを感じている人の身になって考えて行動する「心のバリアフリー」もある。

▼ピア・サポートプログラム

こども同士が相互に支え合うことで安心感のある学校・学級づくりにつなげる活動を小・中学校の教育課程に位置づけた取組のこと。

▼プレコンセプションケア

若い男女が将来のライフプランを考え、日々の生活や健康に向き合うこと。早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来のこどもの健康の可能性が広がる。

▼放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、放課後や休日、夏休みなどの長期休暇中、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業のこと。

▼母子健康調査

産官学が連携して妊産婦から出産、子育てを継続的にフォローし、低出生体重児の減少や、未来のこどもたちのより良い環境づくりを目的とする調査のこと。

▼母子・父子自立支援員

母子家庭や父子家庭、寡婦からの相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導を行う人材のこと。

▼北海道大学COI-NEXT

望んだ時期の結婚・妊娠など「若者が自分の選択肢を増やすことができ、他者とともに、自分らしく幸せに生きる社会」の実現を目指し、プレコンセプションケアの取組によりヘルスリテラシー（健康や医療に関する情報を正しく入手・理解・評価して活用する能力）の向上を図る「こころとカラダのライフデザイン共創拠点」のこと。

や行

▼ヤングケアラーコーディネーター

学校を始めとする関係機関や地域住民がヤングケアラーに気づいたときに、「どこに相談したらよいかわからない」といった相談を受け、市町村等の適切な相談窓口や関係事業所の紹介・調整の役割を担う人材のこと。

▼ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体状況など、人々が持つ様々な個性や違いにかかわらず、最初から誰もが利用しやすく、暮らしやすい社会となるよう、まちや建物、もの、しくみ、サービスなどを提供していこうとする考え方のこと。

ら行

▼ライフステージ

人生の変化を節目で区切った、それぞれの段階（ステージ）のこと。こども大綱では、すべてのライフステージで共通する課題、特定のライフステージに応じた課題を整理することとしている。ライフステージは、「こどもの誕生前から幼児期まで」「学童期・思春期」「青年期」に分けて整理。

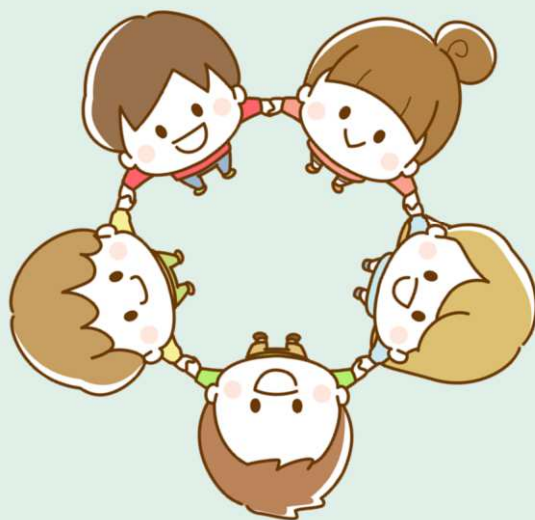
▼労働力人口

15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探しており、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。

わ行

▼ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭の調和を図り、両方を充実させる働き方や生き方のこと。



岩見沢市こども計画

発行日：令和7(2025)年3月31日

発行：岩見沢市

編集：岩見沢市健康福祉部 こども未来課

〒068-0024

北海道岩見沢市4条西3丁目1番地 であえーる岩見沢3階

TEL 0126-35-5133 FAX 0126-25-8833

<http://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp>

